

若年者雇用対策

概要

平成22年度における主な若年者雇用対策

1 「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

若者に対する就職支援

- (1) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援
 - フリーター等が安定した職に就くことができるよう、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を実施する。
- (2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施
- (3) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援
 - 原則3か月の若年者等トライアル雇用を実施する事業主に対し、試用雇用奨励金（1人月4万円、最長3か月）を支給するとともに、年長フリーター等（25歳～39歳）を正規雇用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）する。
- (4) 若者への職業能力開発機会の提供
 - フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供するジョブ・カード制度を推進する。
 - これまでに各種業界団体及び民間教育訓練機関等と共同で開発したカリキュラム等を活用し、常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための比較的長期間の訓練コースに拡充して実施する。

若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の推進

- 雇用対策法等を踏まえ、若者の応募機会拡大等に関する指針の事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、若者の人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施する。

2 ニート等の若者の職業的自立支援の強化

「地域若者サポートステーション」事業の拡充

- ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

3 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

- ハローワークに学校との連携の下、就職支援を行う高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置（928名）するとともに、求人情報の提供、就職面接会、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。また、未就職卒業者については、新卒者体験雇用事業を活用する等により円滑な就職を促進する。

学校段階からの職業意識形成支援

- 職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う高校生向け「就職ガイダンス」の実施など、学校段階からの職業意識形成を支援する。

4 その他

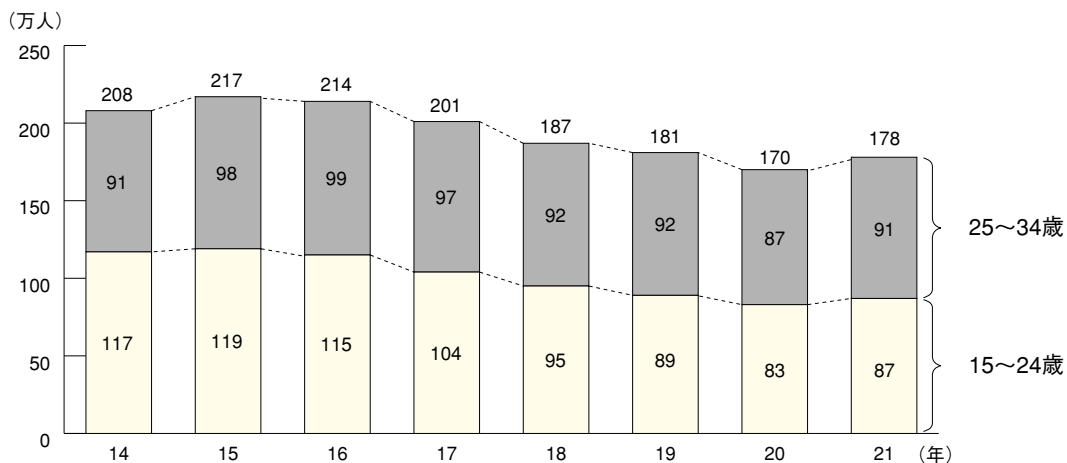
ものづくり立国の推進

- 第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発などものづくり人材育成を推進する。

学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進

- キャリア教育やその支援に携わる者を対象に、キャリア教育プログラムの企画・運営などの専門性を備えた人材の養成等のための講習を実施する。

詳細データ フリーター数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

(注) フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業生、女性については卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。